



平成 29 年 5 月 29 日

各 位

会 社 名 高 島 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 高島 幸一
(コード番号 8007 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 経 理 エ ィ ッ ト マ ネ ー ジ ャ ー 齋 藤 寛 吾
電 話 03-5217-7297

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 29 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 129 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に株式併合に係る議案を付議すること、併せて、単元株式数の変更、定款一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本件に係る定款の一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行います。

ただし、この定款一部変更は、本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることとしております。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）とすることを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	45,645,733 株
株式併合により減少する株式数	41,081,160 株
株式併合後の発行済株式総数	4,564,573 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

④株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1 株当たりの純資産が 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数	(割合)	所有株式数	(割合)
総株主数	4,974 名	(100.0%)	45,645,733 株	(100.0%)
10 株未満	152 名	(3.0%)	237 株	(0.0%)
10 株以上	4,822 名	(97.0%)	45,645,496 株	(100.0%)

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が 10 株未満の株主様（上記では「10 株未満」に該当します。）152 名は、下記（4）記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社又は当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

14,000,000 株

(6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

上記「1. 単元株式数の変更」及び「2. 株式併合」に伴うものです。

なお、本定款変更は、会社法第 182 条 2 項及び第 195 条 1 項の定めに従い、株主総会における定款一部変更の決議を経ずに行います。

(2) 定款変更の内容

当社定款は、上記「2. 株式併合」を内容とした株式の併合に関する議案が本定時株主総会において、原案どおり承認可決されることを条件に、平成 29 年 10 月 1 日をもって以下のとおり変更となります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

変更前	変更後
第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 4 千万株</u> とする。	第 6 条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 千 4 百万株</u> とする。
第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	第 8 条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。

4. 日程

取締役会	平成 29 年 5 月 29 日
第 129 回定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 27 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きとの関係で、平成 29 年 9 月 27 日をもって、東京証券取引所における売買単位が 1000 株から 100 株に変更されます。

以上

添付資料

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。

当社は、平成 29 年 6 月 27 日の定時株主総会における株式併合の議案が原案どおり承認可決されることを条件として、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更する旨の取締役会決議を行いました。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか？

A. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株にすることを予定しております。

Q 3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

また、全国証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）及び中長期的な株価の変動等も勘案しつつ投資単位を適切な水準に調整することで、当社株式に投資しやすい環境を整えることを目的として、株式併合を実施することといたしました。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりになります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	4,000 株	4 個	400 株	4 個	なし
例②	2,563 株	2 個	256 株	2 個	0.3 株
例③	892 株	なし	89 株	なし	0.2 株
例④	5 株	なし	なし	なし	0.5 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②③④のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じて分配させていただきます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的な手続きは、お取引の証券会社または、後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

また、効力発生前のご所有株式数 10 株未満の場合（例④のような場合）は、株式併合によりす

べてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解賜りたいと存じます。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。
- 株式併合の結果、ご所有の株式数は併合前の 10 分の 1 となりますが、1 株あたりの純資産額は 10 倍となるためです。また、株式併合後の株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減りませんか。

- A. 平成 29 年 3 月 31 日を基準日とする剰余金の配当につきましては、1 株あたり 7 円の配当金を基準日のご所有株式数に応じてお支払する予定でございます（平成 29 年 5 月 11 日付「剰余金の配当に関するお知らせ」参照）。
- 株式併合の効力発生後においては、ご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合を理由としてお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。端数株式につきましては Q 4 に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払させていただきます。

Q 7. 株式併合後でも単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

- A. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記 Q 4 の例②、③、④のような場合）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。
- 具体的なお手続きにつきましては、お取引の証券会社または後記の当社株主名簿管理人までご連絡ください。

Q 8. 株式併合に伴い、必要な手続きはありますか。

- A. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

Q 9. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

- A. 次のとおり予定しています。

平成 29 年 6 月 27 日	第 129 回定時株主総会
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での最終売買日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	単元未満株式数の変更および株式併合の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式割当通知発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式相当分の処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先および照会先	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル) 受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

以上